

5

所得税・住民税が課税されている調整給付の対象の方へ

定額減税の対象で、所得税または住民税が、減税しきれないと見込まれる方に差額を給付します。

●給付額の算出方法

①所得税分の算出方法

定額減税可能額 3万円×(本人+扶養親族など)	令和6年分推計所得税額(減税前) =令和5年分所得税額(実績)	①所得税分控除不足額 ※①<0の場合は0
----------------------------	------------------------------------	-------------------------

②住民税分の算出方法

定額減税可能額 1万円×(本人+扶養親族など)	令和6年度 住民税所得割額(減税前)	②住民税分控除不足額 ※②<0の場合は0
----------------------------	-----------------------	-------------------------

調整給付額

①所得税分控除不足額	+	②住民税分控除不足額	=	調整給付額 ※1万円単位で「切り上げ」
------------	---	------------	---	------------------------

対象者の方には、**8月下旬～9月上旬**にお知らせをお送りします。

発送書類④支給通知書(申請不要)または⑤支給口座等確認書[④は7月31日(水)ごろまでにマイナポータルなどで公金受取口座の登録が完了している方のみ]**支給時期**④口座変更をしなかった方＝9月27日(金)(予定)、④口座を変更した方・⑤を受け取った方＝申請後1カ月～1カ月半程度**申請期限**11月15日(金)消印有効**備考**減税額確定後に、調整給付額が不足する場合は、令和7年度に追加で支給予定ID1014662 詳細はこちら▶

公金受取口座の登録

ご自身のパソコンやスマートフォンの他、市役所1階ロビーや永山マイナナンバーカードセンター(ベルブ)に設置の端末でも登録することができます。

持ち物マイナナンバーカード、有効な利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)、振込口座が分かるもの(対象者本人の通帳・キャッシュカードなど)**備考**パソコンで登録する場合は、ICカードリーダーが必要**申**インターネット手続きで、マイナポータル<https://services.digital.go.jp/mynaportal/>へ**問**永山マイナナンバーカードセンター☎(400)6778(第1・3木曜日を除く)



よくある質問

Q1 自分の税金の状況について確認したいのですが、どこに問い合わせたらよいですか？

A1 住民税と所得税の状況によって、問い合わせる場所が異なります。

【住民税】

- ・令和6年1月1日時点で市内在住者＝市役所2階課税課☎(338)6821(窓口の場合は本人確認書類、電話の場合は納税通知書が必要)、ご自身で課税証明書を取得
- ・令和6年1月1日時点で多摩市外在住者＝令和6年1月1日時点で居住していた市区町村へ

【所得税】

- ・給与所得者で年末調整の対象者＝勤務先へ
- ・確定申告した方＝確定申告を提出した税務署へ
- ・年金受給者＝日本年金機構府中年金事務所☎042(361)1011へ

Q2 調整給付は、現在住んでいる自治体から受けられますか。

A2 調整給付を実施するのは令和6年度個人住民税を課税している自治体となりますので、必ずしも住民票上の自治体とは限りません。

6

定額減税とは？

令和6年度個人住民税(市民税・都民税)の合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下の納税者が対象です。個人住民税が非課税・均等割のみ課税の方は対象外ですが、所得税を納付している方は対象となる場合があります。

定額減税額 **所得税** 3万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族など)
個人住民税 1万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族など)

備考詳細は、国税庁定額減税特設サイト<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm> 参照**問**個人住民税について＝市役所課税課☎(338)6821、所得税について[給与の源泉徴収に関する一般的なこと＝給与支払者向け所得税定額減税コールセンター☎0120(741)237、具体的な金額などについて＝日野税務署☎042(585)5661(ガイダンス「2」)]

市内で
夢を実現

～創業という選択～

創業者紹介

市の支援制度を受けて、夢を実現した事業者を紹介します。

ID1005596**問**経済観光課
☎(338)6867・FAX(337)7659

キカ洋菓子店/
SWEETS LABOLATORY KIKI
代表 諸戸清貴
(豊ヶ丘1-61-16コーポ唐沢102)

●事業内容

洋菓子の製造販売です。

●店名の由来・経営理念

季節の菓子・季節の果実、そして季節の香りを楽しんでもらいたく



▲諸戸さん

たいとの想いから頭文字を1字ずつ取り、キカとしました。また大学時代は、理工学系の大学で光デバイスの研究をしていた経験から、物事を追求する性分でもあり、英名はSWEETS LABOLATORYとしました。

●多摩市で創業して良かったこと

志創業塾や創業相談で創業までの道筋をアドバイスいただくことができ、とても心強かったです。また、地域の皆さんが温かく、郊外エリアであっても都心の情報を知っている方が多いため、最先端のものを取り入れても柔軟に興味を持てただけの方が多く、お客さまにさまざまなタイプのお菓子を提供できるので、とてもやりがいを感じています。

●今後の夢

現在の事業をしっかりと軌道に乗せて、皆さんのご期待に応え続けられるお店として成長し続けていきたいです。



●多摩市で利用した制度

創業相談、志創業塾、制度融資

キルトチェリー手芸教室

代表 大野チエ(関戸2-23-15
草間マンション303)

●事業内容

子ども向け手芸教室と、大人向けパッチワーク&手芸教室です。少人数制の教室なので希望に沿ったカ

リキュラムで丁寧に指導します。

●店名の由来・経営理念

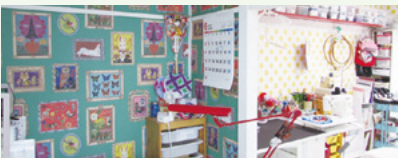
自身の名前をヒントに付けた名称です。名前をそのまま付けるのは恥ずかしかったので、似ている言葉でチェリーと名付けました。



▲大野さん

創業場所となった聖蹟桜ヶ丘の「桜」＝「チェリー」という意味もあります。

当教室を皆さんの自己表現の場にして欲しいと思っています。好きな色・形・素材などを組み合わせて自分らしい作品を作りに来てください。



●多摩市で創業して良かったこと

志創業塾へ参加後、創業相談を受けています。私一人では思いつかなかったことや違った角度から見た意見などをいただけて、毎回勉強になります。ここまで一緒になって親身に考えてくださるのかと驚くくらい熱いご指導・励まし

に感謝しています。

●今後の夢

4月から始めた教室外での子ども向けワークショップ活動は、参加者が100人を超えました。「キルトチェリーで作品を作って楽しかった!」というお子さんの笑顔をこれからも教室内外でどんどん増やしていきたいです。

●多摩市で利用した制度

創業相談、志創業塾、経営塾

支援制度の一部
を紹介します

創業・経営相談

創業に関する素朴な疑問・事業アイデアの具体化・事業計画書の作り方・資金調達などについて、ワンストップで相談に応じます。

相談日時月・水・木曜日午後1時～5時(1人60分)**場**市役所**相談員**多摩市創業・経営支援事業推進員**セミナー**

経営理念の作成・経営戦略・利益計画など具体的な事業計画の作成を行い、創業を実践レベルで学ぶ「志創業塾」、経営の基本や販路開拓、マーケティングなどを学ぶ創業塾のフォローアップ講座の「経営塾」を実施しています。